

平成31年3月1日3月三次市議会定例会を開会した。

1 出席議員は次のとおりである（21名）

3番 伊藤 芳 則	4番 弓 掛 元	5番 藤 井 憲一郎
6番 黒 木 靖 治	7番 横 光 春 市	8番 山 村 恵美子
9番 宍 戸 稔	10番 保 実 治	11番 新 家 良 和
13番 小 田 伸 次	14番 岡 田 美津子	15番 鈴 木 深由希
16番 桑 田 典 章	17番 澤 井 信 秀	18番 池 田 徹
19番 大 森 俊 和	20番 竹 原 孝 剛	21番 齊 木 亨
22番 杉 原 利 明	23番 亀 井 源 吉	24番 助 木 達 夫

2 欠席議員は次のとおりである

な し

3 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（24名）

市 長	増 田 和 俊	副 市 長	高 岡 雅 樹
副 市 長	柴 田 亮	政 策 部 長	中 村 好 宏
総務部 選挙管理委員会 事務局長	落 田 正 弘	財 務 部 長	部 谷 義 登
地域振興部長	瀧 奥 恵	市 民 部 長	稲 倉 孝 士
福祉保健部長	森 本 純	子育て・女性支援部長	松 長 真由美
市民病院部 事務部長	池 本 敏 範	産業環境部長 併農業委員会事務局長	日 野 宗 昭
建 設 部 長	坂 本 高 宏	水 道 局 長	勝 山 修
教 育 長	松 村 智 由	教 育 次 長	長 田 瑞 昭
君田支所長	小 田 邦 子	布野支所長	中 宗 久 之
作木支所長	中 原 みどり	吉舎支所長	安 井 正 則
三良坂支所長	古 野 英 文	三和支所長	行 政 豊 彦
甲奴支所長	牧 原 英 敏	監査事務局長	中 原 真 一

4 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名（5名）

事 務 局 長	大 鎗 克 文	次 長	新 田 泉
議 事 係 長	水 本 公 則	政務調査係長	石 田 和 也
政務調査主任	清 水 大 志		

5 会議に付した事件は次のとおりである

日程番号	議案番号	件名
第 1		会期の決定（19日間）
第 2	平成30年 陳情第1号	（総務常任委員長報告） みよし運動公園 運動広場を整備する件
第 3	報告第1号 報告第2号	専決処分の報告について（訴えの提起について） 専決処分の報告について（訴えの提起について）
第 4	議案第19号 議案第20号 議案第21号 議案第22号 議案第23号 議案第24号 議案第25号 議案第26号 議案第27号 議案第28号 議案第29号 議案第30号 議案第31号 議案第32号 議案第33号	三次市特別災害被害者に対する市税等減免の特別措置に関する条例（案） 三次市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例（案） 三次市山の学校設置及び管理条例（案） 三次市運動場設置及び管理条例（案） 三次市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案） 三次市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案） 三次市公共施設の整理のための関係条例の整理に関する条例（案） 三次市土地開発基金条例の一部を改正する条例（案） 三次市下水道事業の地方公営企業化に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例（案） 三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例（案） 三次市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案） 三次市江の川カヌー公園さくぎ設置及び管理条例の一部を改正する条例（案） 三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案） 三次市老人集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案） 三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）
第 5	議案第34号 議案第35号 議案第36号 議案第37号 議案第38号	指定管理者の指定について 指定管理者の指定の変更について 過疎地域自立促進計画の変更について 市道路線の認定について 工事請負契約の一部変更について

第 6	議案第10号 議案第11号 議案第12号 議案第13号 議案第14号 議案第15号 議案第16号 議案第17号 議案第18号	平成30年度三次市一般会計補正予算（第9号）（案） 平成30年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（案） 平成30年度三次市診療所特別会計補正予算（第3号）（案） 平成30年度三次市介護保険特別会計補正予算（第3号）（案） 平成30年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（案） 平成30年度三次市土地取得特別会計補正予算（第1号）（案） 平成30年度三次市下水道事業特別会計補正予算（第4号）（案） 平成30年度三次市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）（案） 平成30年度三次市水道事業会計補正予算（第4号）（案）
第 7	議案第1号 議案第2号 議案第3号 議案第4号 議案第5号 議案第6号 議案第7号 議案第8号 議案第9号	平成31年度三次市一般会計予算（案） 平成31年度三次市国民健康保険特別会計予算（案） 平成31年度三次市診療所特別会計予算（案） 平成31年度三次市介護保険特別会計予算（案） 平成31年度三次市後期高齢者医療特別会計予算（案） 平成31年度三次市土地取得特別会計予算（案） 平成31年度三次市病院事業会計予算（案） 平成31年度三次市水道事業会計予算（案） 平成31年度三次市下水道事業会計予算（案）

平成31年3月三次市議会定例会議事日程（第1号）

（平成31年3月1日）

日程番号	議案番号	件名	
第 1		会期の決定（日間）	8
第 2	平成30年 陳 1	（総務常任委員長報告） みよし運動公園 運動広場を整備する件	9
第 3	報 1	専決処分の報告について（訴えの提起について）	10
	報 2	専決処分の報告について（訴えの提起について）	10
第 4	議 19	三次市特別災害被害者に対する市税等減免の特別措置に関する 条例（案）	10
	議 20	三次市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例 （案）	10
	議 21	三次市山の学校設置及び管理条例（案）	11
	議 22	三次市運動場設置及び管理条例（案）	11
	議 23	三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に關す る条例の一部を改正する条例（案）	11
	議 24	三次市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）	11
	議 25	三次市公共施設の整理のための関係条例の整理に関する条例（案）	11
	議 26	三次市土地開発基金条例の一部を改正する条例（案）	11
	議 27	三次市下水道事業の地方公営企業化に伴う関係条例の整備に關 する条例の一部を改正する条例（案）	11
	議 28	三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）	11
	議 29	三次市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）	11
	議 30	三次市江の川カヌー公園さくぎ設置及び管理条例の一部を改正 する条例（案）	11
	議 31	三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）	11
議 32	三次市老人集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）	11	
議 33	三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条 例（案）	11	
第 5	議 34	指定管理者の指定について	20
	議 35	指定管理者の指定の変更について	20
	議 36	過疎地域自立促進計画の変更について	20
	議 37	市道路線の認定について	20

	議 38	工事請負契約の一部変更について……………	20
第 6	議 10	平成30年度三次市一般会計補正予算（第9号）（案）……………	21
	議 11	平成30年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（案）	21
	議 12	平成30年度三次市診療所特別会計補正予算（第3号）（案）……………	21
	議 13	平成30年度三次市介護保険特別会計補正予算（第3号）（案）……………	21
	議 14	平成30年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） （案）……………	21
	議 15	平成30年度三次市土地取得特別会計補正予算（第1号）（案）……………	21
	議 16	平成30年度三次市下水道事業特別会計補正予算（第4号）（案）…	21
	議 17	平成30年度三次市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号） （案）……………	21
	議 18	平成30年度三次市水道事業会計補正予算（第4号）（案）……………	21
第 7	議 1	平成31年度三次市一般会計予算（案）……………	25
	議 2	平成31年度三次市国民健康保険特別会計予算（案）……………	25
	議 3	平成31年度三次市診療所特別会計予算（案）……………	25
	議 4	平成31年度三次市介護保険特別会計予算（案）……………	25
	議 5	平成31年度三次市後期高齢者医療特別会計予算（案）……………	25
	議 6	平成31年度三次市土地取得特別会計予算（案）……………	25
	議 7	平成31年度三次市病院事業会計予算（案）……………	25
	議 8	平成31年度三次市水道事業会計予算（案）……………	25
	議 9	平成31年度三次市下水道事業会計予算（案）……………	25


~~~~~ ○ ~~~~~

——開会 午後 1時30分——

○議長（小田伸次君） 視聴者の皆様には、御視聴いただき、まことにありがとうございます。

本日から平成31年3月定例会を行います。

ただいまの出席議員数は21人であります。

これより平成31年3月三次市議会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名者として、池田議員及び澤井議員を指名いたします。

この際、御報告いたします。本日、市長より、議案第120号三次市手話言語の普及及び障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用促進に関する条例（案）について、事件撤回請求書が提出されましたので、事件を付託している教育民生常任委員長にその旨通知いたしました。

以上で報告を終わります。

それでは、ここで、増田市長から発言したい旨、申し出がありましたので、この際、これを許します。

（市長 増田和俊君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 増田市長。

○市長（増田和俊君） 本日は、平成31年3月市議会定例会を招集しましたところ、議員各位には御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

3月定例会の開会に当たりまして、私から2点につきまして行政報告をさせていただきます。

第1点は、4月の市長選挙のため、施政方針にかえまして、平成31年度当初予算案の基本的な考え方を申し述べさせていただきます。

平成31年度当初予算案の一般会計の総額は337億4,000万円、対前年比は5.7%、20億3,000万円の減であります。平成30年7月豪雨災害の復旧に係る経費20億2,680万円を除きますと、40億5,680万円、11.3%の減となります。一般会計に加えまして、特別会計、企業会計を合わせた全ての予算総額は653億1,250万5,000円で、前年度に比べまして3億440万9,000円、0.5%の減となっております。

合併15年目という節目の年に当たります平成31年度の当初予算は、先ほども申し上げましたように、4月に市長選挙を控えておりますことを考慮し、骨格的な予算といたしつつ、市長としての責務を果たすべく、何よりも平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興、そして「未来を拓く年」を大きなテーマとして昨年12月に見直しを行いました第2次三次市総合計画や、三次市実施計画に基づいて編成をいたしましたものでございます。

特に、平成30年7月豪雨災害の復旧事業については、スピード感を持って早期の災害復旧を実行するため、最優先事業と位置づけております。

一方で、政治的な判断を必要とする新規事業などにつきましては補正予算で対応することといたしますが、継続的な取組が必要な事業につきましては当初予算に計上いたしております。

それでは、平成31年度当初予算案の概要につきまして申し上げます。

まず、一日も早い復旧・復興を実現し、災害に強い三次を築くために、復旧事業を着実に推進するとともに、避難所対応と情報伝達、内水排除対策を重点的課題とし、市民の皆さんの安心・安全を保障するための取組を実行してまいります。

次に、第2次三次市総合計画の見直しにおいて重点項目といたしました、－未来を拓く－子ども未来応援、－変化を起こす－“ツナガリ人口”の拡大、－生活を守る－災害に強いまちづくりを推進してまいります。

4月には、併設型中高一貫教育校である県立三次中学校の開校、そして三次もののけミュージアムの開館を控え、平成から次の時代へ移っていく本年は、本市にとりましても、文字どおり「未来を拓く年」となるものと思っております。

本市は、全国的な共通課題でもあります人口減少、少子高齢社会に直面し、幾多の課題が山積しております。しかしながら、2本の高速道路が交差することによる拠点性と利便性、合併後の継続的なハード・ソフト面の生活基盤、都市基盤の整備、そして何よりも市民の皆様の頑張りによりまして、次世代のまちづくりに向けて十分な手応えが感じられる状況になってきたと思っております。有効求人倍率は昨年12月に2.24倍となり、全国平均の1.63倍に比べて高水準での推移が続くなど、雇用環境は大きく向上しております。また、人口面でも本年1月まで社会増101人を維持することができており、子育て、教育、医療、福祉など、暮らしを支える市民生活最優先の取組の効果があらわれてきたものと考えております。

今後も、若い世代にとりまして暮らしにちょうどよいまちであり、シニア世代には暮らしに安心のまちと実感していただける三次をつくり出すため、これまでの行財政改革で積み上げた基金を投入し、大胆な発想でまちづくりを進めてまいります。

次に、第2点として、三次市国民健康保険君田診療所について申し上げます。

御承知のように、26年という長きにわたり君田診療所長として地域の医療を支えていただきました荒瀬秀治先生が、去る2月6日に御逝去されました。改めて荒瀬先生の生前の御功績に厚く感謝し、心から哀悼の意を表します。

後任の君田診療所長につきましては、広島県地域医療支援センターの御協力をいただき、本年4月から、現在、広島市内の総合病院に勤務されております黒川純一先生に赴任していただくことになりました。黒川先生は循環器内科を専門とされており、着任後は週3日診療に当たっていただくことになっております。荒瀬先生と同様に、地域の皆さんの健康と命を守るため御尽力いただくことを期待しております。

以上、定例会開会に当たりまして、行政報告をさせていただきました。

今定例会におきましては、報告2件、議案38件を御提案させていただいております。議員の皆さんにおかれましては、よろしく御審議いただき、可決いただきますようお願い申し上げ、私からの行政報告とさせていただきます。ありがとうございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会期の決定

○議長（小田伸次君） 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月19日までの19日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小田伸次君) 御異議なしと認めます。

よって、会期は19日間と決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 総務常任委員長報告

### 平成30年陳情第1号 みよし運動公園 運動広場を整備する件

○議長(小田伸次君) 日程第2、継続審査案件となっております平成30年陳情第1号みよし運動公園 運動広場を整備する件を議題といたします。

陳情1件について、総務常任委員長の報告を求めます。

(総務常任委員長 杉原利明君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 杉原総務常任委員長。

[総務常任委員長 杉原利明君 登壇]

○総務常任委員長(杉原利明君) 平成30年12月定例会において総務常任委員会に審査付託され、閉会中の継続審査事件となっております陳情1件について審査を行いましたので、その経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る1月23日に委員会を開催し、担当部から資料の提出を求め、慎重に審査いたしました。

陳情第1号みよし運動公園 運動広場を整備する件について、審査の結果、願意妥当と認め、全員一致をもって採択してよいものと決しました。

審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

運動広場の整備に当たっては、その内容や設備、維持管理のほか、全体に係る経費、また人工芝の健康面への影響など、十分調査研究し、慎重に対応されたい。

以上、述べました事項について、今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長(小田伸次君) ただいまの委員長報告に対する質疑を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小田伸次君) 質疑なしと認めます。

討論を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小田伸次君) 討論なしと認めます。

これより陳情1件を採決いたします。

陳情1件に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小田伸次君) 御異議なしと認めます。

よって、平成30年陳情第1号みよし運動公園 運動広場を整備する件は委員長の報告のとおり採択と決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 報告第1号 専決処分の報告について(訴えの提起について)

報告第2号 専決処分の報告について(訴えの提起について)

○議長(小田伸次君) 日程第3、報告第1号及び報告第2号の専決処分の報告2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 高岡副市長。

[副市長 高岡雅樹君 登壇]

○副市長(高岡雅樹君) ただいま御上程になりました報告第1号及び報告第2号の報告2件について、一括して御説明申し上げます。

最初に、報告第1号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、市営住宅の明け渡し及び滞納家賃等の支払請求に関する訴えの提起について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告申し上げるものであります。

次に、報告第2号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、市営住宅の明け渡し及び滞納家賃等の支払請求に関する訴えの提起について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告申し上げるものであります。

以上、報告2件につきまして御報告申し上げます。

○議長(小田伸次君) 質疑を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小田伸次君) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております報告2件は、地方自治法に基づき指定された専決処分でありますので、先例により質疑のみといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第19号 三次市特別災害被害者に対する市税等減免の特別措置に関する条例  
(案)

議案第20号 三次市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例  
(案)

- 議案第21号 三次市山の学校設置及び管理条例（案）
- 議案第22号 三次市運動場設置及び管理条例（案）
- 議案第23号 三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）
- 議案第24号 三次市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）
- 議案第25号 三次市公共施設の整理のための関係条例の整理に関する条例（案）
- 議案第26号 三次市土地開発基金条例の一部を改正する条例（案）
- 議案第27号 三次市下水道事業の地方公営企業化に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例（案）
- 議案第28号 三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）
- 議案第29号 三次市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）
- 議案第30号 三次市江の川カヌー公園さくぎ設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）
- 議案第31号 三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）
- 議案第32号 三次市老人集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）
- 議案第33号 三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

○議長（小田伸次君） 日程第4、議案第19号から議案第33号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求めらる）

○議長（小田伸次君） 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕

○副市長（高岡雅樹君） ただいま御上程になりました議案第19号から議案第33号までの議案15件について、一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第19号三次市特別災害被害者に対する市税等減免の特別措置に関する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、平成30年7月豪雨災害の教訓を生かし、今後起こり得る災害に備えて災害に特化した減免の基準を明確にすることで、災害発生後速やかに市税等の減免の可否を決定し、被災世帯の早期生活再建に寄与するため、税制面において適切な被災者支援措置を講じることを目的として、県内に先駆けて三次市特別災害被害者に対する市税等減免の特別措置に関する条例を制定しようとするものであります。

その主な特徴は、国の基準とあわせて市独自の適用基準を設け減免措置を拡大していること、罹災判定を可否の基準に加え早期の減免可否を決定すること、災害救助法適用災害に限らず類似災害にも適用拡大すること、特例措置として、1月から3月の間に災害が発生した場合には当該年度での適用が困難であるため、翌年度において減免を適用することなどであります。

次に、議案第20号三次市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例（案）につ

いて御説明申し上げます。

本案は、地方自治法施行令第167条の17の規定により、長期継続契約を締結することができる契約を定めるため、三次市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例を制定しようとするものであります。

その内容は、長期継続契約を締結することができる契約として、物品を借り入れる契約のうち、商慣習上、複数年度にわたり契約を締結することが一般的であるもの、ほか1件について定めようとするものであります。

次に、議案第21号三次市山の学校設置及び管理条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、都市と農村の交流を促進し、活力あるまちづくりを進めるため、豊かな農村環境のもとでの研修、レクリエーション、農業体験等を通じて、都市住民に憩いの場を提供し、地域住民等の交流及び研修を行い、あわせて農村文化活動を促進するため、三次市山の学校設置及び管理条例を制定しようとするものであります。

その主な内容は、山の学校の名称、位置、施設、利用時間、利用料金等について定めようとするものであります。

次に、議案第22号三次市運動場設置及び管理条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、スポーツの普及振興と市民の健康増進を図る目的で国土交通省から占有許可を受け、供用している2施設について、災害時等においてより適切に管理を行うため、三次市運動場設置及び管理条例を制定しようとするものであります。

その主な内容は、稲荷運動場及び畠敷運動広場の名称、位置、使用の許可と制限等について定めようとするものであります。

次に、議案第23号三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、非常勤特別職の職員の報酬月額を改定するため、関係条例である三次市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、28職種の報酬月額について改定しようとするものであります。

次に、議案第24号三次市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、職員が長年培ってきた知識、経験を引き続き活用し、急速に変化する社会経済情勢への対応による諸制度の改正や、複雑多様化するニーズへ対応するため、再任用職員を弾力的に任用することができるよう、関係条例である三次市職員の給与に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、行政職、医療技術職及び看護職の給料表に再任用職員の5級から7級までの給料月額を定めようとするものであります。

次に、議案第25号三次市公共施設の整理のための関係条例の整理に関する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、既に活用されていない公共施設を整理するため、関係条例である三次市共同利用施

設設置及び管理条例ほか1条例の一部を改正するとともに、三次市介護予防等拠点施設設置及び管理条例ほか4条例を廃止しようとするものであります。

その内容は、作木高丸共同利用施設ほか1施設を条例から削り、君田介護予防等拠点施設ほか5施設を規定する条例を廃止しようとするものであります。

次に、議案第26号三次市土地開発基金条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、土地開発基金の額を改正するため、関係条例である三次市都市開発基金条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、土地開発基金の額を5億円以上にしようとするものであります。

次に、議案第27号三次市下水道事業の地方公営企業化に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、土地取得特別会計の設置目的を改める必要が生じたため、関係条例である三次市特別会計条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、土地取得特別会計の設置目的である土地取得事業に用地整備を含めようとするものであります。

次に、議案第28号三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、三次市栄町コミュニティ集会所ほか3施設を普通財産に変更することに伴い、関係条例である三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、別表中、三次市栄町コミュニティ集会所、三次市七日市下コミュニティ集会所、三次市みどりヶ丘集会所及び三次市上山三区集会所の4施設の名称及び位置を削ろうとするものであります。

次に、議案第29号三次市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、上田体育館について、上田、山の学校と一体的に管理を行おうとするため、関係条例である三次市体育施設設置及び管理条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、別表第1及び別表第4中、上田体育館を削ろうとするものであります。

次に、議案第30号三次市江の川カヌー公園さくぎ設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、三次市江の川カヌー公園さくぎの施設利用料金を定めるため、関係条例である三次市江の川カヌー公園さくぎ設置及び管理条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、別表中にレストランの施設利用料金を定めようとするものであります。

次に、議案第31号三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、国民健康保険制度の県単位化に伴い、身近な地域で質の高い医療サービスが受けられる効率的な医療提供体制の実現に努めるとともに、県民である被保険者が所得を基準とした

負担能力に応じて保険税を負担する公平な医療保険制度をめざし、関係条例である三次市国民健康保険税条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、国民健康保険税の税率等の見直しを行おうとするものであります。

次に、議案第32号三次市老人集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、三次市糸井老人集会所ほか2施設を普通財産に変更することに伴い、関係条例である三次市老人集会施設設置及び管理条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、別表中、三次市糸井老人集会所、三次市下布野老人集会所清風荘及び三次市三玉地区老人集会所の3施設の名称及び位置を削ろうとするものであります。

最後に、議案第33号三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、八次第3放課後児童クラブの設置場所を変更するため、関係条例である三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、別表中、八次第3放課後児童クラブの位置を変更しようとするものであります。

以上、議案15件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（小田伸次君） 質疑を願います。

（9番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 宍戸議員。

○9番（宍戸 稔君） 議案第19号と議案第20号について質問させていただきます。

まず、議案第19号三次市特別災害被害者に対する市税等減免の特別措置に関する条例（案）でございますけども、先ほどの説明にありましたように、平成30年7月豪雨という言葉も言われたんですけども、このものというのは公布の日からということになっていますので、これは対象にならないというふうに理解できるんですけども、その点はどうなのかと、特別災害としての扱いということでは対象にならないのかということをお聞きしたいと思います。

それから、議案第20号です。三次市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例（案）でございますけども、これは、今までこういうことができる、条例化したらできたのかどうかというのが、債務負担行為というのは議会の議決を経るわけなんですけども、こういう契約になりますと、当然議会の議決は経なくていいということになるのではなかろうかなというふうに思うわけなんです。その長期というのがどのぐらいの期間をいうのかということですね。この長期継続契約をすることによってのメリット、そこら辺をまずお聞きしたいと思います。

以上です。

（市民部長 稲倉孝士君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 稲倉市民部長。

○市民部長（稲倉孝士君） 宍戸議員から御質問のございました議案第19号三次市特別災害被害者

に対する市税等減免の特別措置に関する条例（案）でございますけれども、議員御推察のとおり、今回の7月豪雨災害につきましては、この条例の適用はないものでございます。ただし、現行の各税等の災害減免で同等の減免の措置を講じておるところでもございます。

（財務部長 部谷義登君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 部谷財務部長。

○財務部長（部谷義登君） 議案第20号、御質問にお答えをさせていただきます。

1つには、この長期契約を条例化できることにつきましては、平成16年度に自治法が改正をされまして、それ以降であればこういった形の条例化は可能であったということでございます。

ただし、三次市の場合は、例えばパソコンのリースでありますとか、それから、長期といいますが、例えば翌年度の清掃の業務でありますとか、エレベーターの保守でありますとか、そういったものは単年度ごとの契約なんですけれども、前年度に4月1日からの実施をしていただくために契約をしていたと。そのために債務負担をさせていただいていたというようなものを含めて、今回、債務負担での御議決ではなく、条例で契約ができるようお願いをしたいというものでございます。長期といいますが、先ほど言いましたように事務機器の借り上げ、大体5年程度が最長であります。それ以外のものにつきましては、先ほども説明しましたように、翌年度の業務を前年度のうちに契約しておきたいと、そういったものが多い契約になるかというふうに思います。

このメリットでありますけれども、先ほど言いましたように、翌年度の契約を事前しておくことによって競争性が担保されるということと、4月1日から実施しなければいけないものを早く契約するということであります。債務負担行為と比較したメリットということではありますと、これまで行っていた債務負担による契約と変わるようなことはございませんので、条例化することでのメリットというのは、これまでと比較してはないというふうに考えます。

（9番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 宍戸議員。

○9番（宍戸 稔君） 議案第20号でございますけれども、先ほども言いましたように、債務負担行為の場合でしたら議会の議決を経ることになるんですよね。ですが、継続契約、長期継続契約ということになりますと議会の議決というのはなくなるということになったときに、なかなか見えにくい契約になるのかなというふうに思うんですけども、契約上、金額とかいうのは入らないわけですよね、当然。様式的にはといいますか、内容的には債務負担行為と同じような形になるんでしょうけど、そこら辺の明確化をする必要があるかなというふうには思いますが、その点、もう一度お願いいたします。

（財務部長 部谷義登君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 部谷財務部長。

○財務部長（部谷義登君） この債務負担行為によります事前の予算の確保ということがないと、契約等の執行ができないということになります。これまでの債務負担での契約というのは、まだ翌年度を迎えていない状態で前年度に契約をするわけですので、逆に債務負担で実施をした

契約、これについては、翌年度、その契約額については予算化をする義務といたしますか、予算をしなきゃいけなくなります。ただし、この条例で契約をした場合には、予算措置が後になりますので、仮に債務負担で契約をしても、翌年度に予算の御議決をいただかなければ、その契約は無効になるという形の違いはあろうかと思えます。

○議長（小田伸次君） ほかに質疑はありませんか。

（11番 新家良和君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 新家議員。

○11番（新家良和君） 議案第19号、20号、26号、31号とお聞きをしたいと思えます。

最初に、議案第19号ですが、三次市特別災害被害者に対する市税等減免の特別措置に関する条例（案）でございますけれども、先ほども御説明をいただいたんですが、この条例を制定される提案理由のところで、平成30年7月豪雨災害の教訓を生かし、災害に特化した減免の基準を明確にすることで、速やかに市税等の減免の可否を決定し、被災世帯の早期生活再建に寄与するという提案説明でございましたけれども、先ほどの質問にも若干関連するかもしれませんが、本条例制定に際して、先ほどの提案説明では県内に先駆けという言葉も伺いましたけれども、この条例の制定に関して国なり県なりの指導があったのかどうかということをお聞きをいたしたいと思えます。

それから、議案第20号三次市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例（案）ですけれども、先ほど質問に対して御答弁いただいたので、概略理解はできたんですが、第2条の第1号に物品を借り入れる契約、第2号に役務の提供を受ける契約とありますけれども、今、三次市でこの条例ができたときに適用できる、先ほどパソコンの話が少し出たと思うんですが、今、三次市でこの条例に適用する、この1号、2号に関連するものはどのようなものがあるか、お聞きをいたします。

次に、議案第26号三次市土地開発基金条例の一部を改正する条例（案）ですけれども、提案説明の中あるいは新旧対照表のところで、現行の基準財政需要額の中に算入された土地開発基金費の額以上とするという現行条文を、このたびの提案では、基金の額は5億円以上とするという具合に明確な数値に制定をされようとしておりますけれども、この5億円以上という金額制定をされた理由、これについてお聞きをします。

最後、議案第31号ですけれども、三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）で、広島県の示した保険料に基づく本条例改正であろうと思うんですが、この条例改正によって幾ら税率がアップするのかお聞きをしたいと思います。

（財務部長 部谷義登君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 部谷財務部長。

○財務部長（部谷義登君） 議案第20号に関係いたします現状でのどういったものが該当するのかという御質問でございます。まず物品関係でありますけれども、コピー機でありますとか印刷機、それと車ですね、公用車の借り上げ、そういったものがございます。それから、（2）の役務の関係でございます。これにつきましては、先ほどもちょっと説明をいたしました清掃業



務でありますとか、警備の業務でありますとか、エレベーターの保守、それから事務機器等の保守、そういったものが該当いたします。

それから、議案第26号、土地開発基金でございます。5億円以上とした理由でございますけれども、まず、改正前の基準財政需要額に措置した額以上、これは平成の初めになるんですけれども、土地が下落をするのを下支えするというのもあって、交付税の基準財政需要額でこの基金費が措置されたときがあります。その額を、一応国の指導もあって、それ以上に積んでおくということがあったんですけれども、県・国に確認したところ、現状ではこの縛りはもうないということがありまして、現在、土地開発基金が土地も含めて6億数千万円ということもあり、今回、基金の中にある土地について買い戻しをするというようなこともあって、実際には6億ぐらいが基金上残るんですけれども、今後、例えば鑑定評価をして購入するんですけれども、実際に先行取得して何年かたって、価格の下落等が考えられます。そのときの評価額が、鑑定評価が国の補助の対象になったりするというので、簿価割れをしたりするようなことも想定されますので、若干低目ということで、現状の額に対して、そういったことも考慮して5億円という額に決めさせていただいたところでございます。

(市民部長 稲倉孝士君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 稲倉市民部長。

○市民部長(稲倉孝士君) まず、議案第19号で御質問いただきました、この条例制定に対して国からの指導があったのかというふうな御質問でございますけれども、本来、国はこういった大規模災害、特に災害救助法が適用されるような災害の場合には、その都度都度、条例の整備をして減免をするように求めているところでございます。

ただ、そうした場合には、迅速な対応ができないというふうなこともございまして、今回制定させてもらったのは、一つ一つの税目ではなしに、個人住民税であるとか固定資産税、都市計画税、国民健康保険税、介護保険料、この5つの税目等を1つの条例で迅速に的確に減免の規定を設けさせてもらって、これによって速やかに被災者の方の生活再建を行おうとしたものでありまして、特段このような形での条例の制定を指導を受けたものでもございません。

次に、第31号の御質問でございますけれども、このたびの税率の改正によりまして幾ら税率が増えるのかということでございますけれども、国民健康保険税の中には応能割と応益割がございます。応能割の中には所得割と資産割がございます。それぞれ分けて御説明いたしますけれども、所得割額につきましては、トータルでいきましたら0.53%引き上げということになります。応能割の資産割額につきましては、これは徐々になくしていくものでございますけれども、今回の改正ではマイナス4.99%の減率ということになります。

応益割、被保険者の均等割額と世帯平等割額がございますけれども、被保険者の均等割額でいきましたら、1人当たり4,000円増額になります。それと、世帯別の平等割でございましたら、1世帯当たり1,900円の増額というふうなことで御提案をさせていただくものでございます。

(11番 新家良和君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 新家議員。

○11番（新家良和君） 議案第19号の被災者に対する市税の減免措置の件ですけれども、今の説明では国からの指導は特になかったということで、そういうことから考えると、これは三次市独自の条例制定であると理解していいのかどうか、また、7月豪雨災害を受けて、他の市町、とりわけ西日本全般にわたって、他の市町でもこのような動きがなされておるのかどうか、お聞きをしたいと思いますのと、国民健康保険税については今の細かなところの説明はいいんですけれども、今、県単一化に向けていろいろ取組をし、激変緩和措置を設けて何年間かで統一化に持っていこうという動きをされておりますが、まず平成31年度に1回目の見直しを行って、次に、平成でいいますと33年、35年度、36年度に県の統一化という、そういう計画を今お立てであろうと思うんですけれども、ということは、この31年度は税率改定、すなわち引き上げの第1回目に当たると私は理解しておるんですけれども、今の細かな説明はいいんですけれども、例えば標準モデルで激変緩和措置の第1回目として31年度で幾ら保険税率が上がるのか、あるいは率でも結構ですけれども、そういう示し方をぜひともしてほしいんですけれども、いかがでしょうか。

（市民部長 稲倉孝士君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 稲倉市民部長。

○市民部長（稲倉孝士君） まず、議案第19号でございますけれども、三次市独自の減免の規定ということで御説明をするんですけれども、ただ、国が求めております規定も盛り込んだ中で三次市独自の規定も盛り込んで、より広く災害の被災者の方を救援していこうというふうなことでございます。

具体には各条項を見ていただく必要がございますけれども、人的被害におきましては、一つ一つ言うのもなんなので例を言いますけれども、人的被害で国が求めた場合には、また求めておりますのは、例えば市民税の減免については、死亡したときであるとか、生活保護になったとき、障害者となったときというのが国の基準でございます。それにプラスして、市独自の基準といたしまして、重篤な傷病を負ったときでありますとか、同一生計配偶者が死亡したときでありますとか、そういった市独自の基準を設けて幅広く救済をさせていただきたいというふうなものを盛り込んだものでございます。

それと、議案第31号でございます。議員御指摘のように、今回は、平成で言えば36年度を見据えて、第1回目の税率の改正をさせていただくようになります。今回の改正によりましてどのくらい上がるのかというふうなことで、具体的な額を申すのはなかなか難しいわけでございますけれども、例えば県がよく申します1人当たりの徴税額の比較を資料として出しますけれども、その分でいきましたら、今回の税率改正によって全ての徴税額を全ての被保険者見込み額で割った場合には、大体5,000円くらい上がるような試算がございます。これはあくまでも試算という形でございます。

他市町も、これを全て確認したわけではございませんけれども、同じような形で、南部でありますとか北部のほうについても、今、規定の条例で災害の被災者の方を減免したりというふうな動きはあります。ただ、三次市が今回御提案をするような、このような形で多くの税目を網羅して、さらに国の基準に加えて三次市独自の基準を設けて、1つの条例で速やかに救済措置

をとろうというのは、これは県下で初であるというふうに認識をしておるところでございます。

○議長（小田伸次君） ほかに質疑ありませんか。

（7番 横光春市君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 横光議員。

○7番（横光春市君） 数点聞きたいと思いますけども、第20号で先ほどの契約のものです、施行令を見ますと、「電気、ガス若しくは水の供給」云々と書いてあるんですが、三次市の場合は電気料については毎年入札をして云々とやっておりますので、電気は入っていないのかということと、第21号の山の学校ですが、指定管理は今日までされていないような気がするんですけども、これによって指定管理されるのだろうか、どうだろうか、指定管理にすると書いてあるんですけども、今までの過去の例を見ると、指定管理の表の中になかったように私は記憶しとるんですが、どうなるのか。もしやるなら契約をどこに、指定管理者を誰にするというのを今度は決めていかにゃあいけんのじゃないかな、指定管理してないんじゃないかなという気がするんですが、その1点についてはどうなのかということを確認していきたいというふうに思います。

それと、22号の運動場ですが、これは行政組織的にはどこの部が担当するのか、規則で定めるということになっている規則も、4月1日であと1カ月しかないんですけども、これについても、規則を定めて、どこへ届けをしてその運動場を使用できるようになるのかということがあると思います。

それともう一点は、23号で、非常勤で1,500円アップするというのは人事院の勧告のとおりだというふうに思うんですけども、これに関連をして、市の臨時職員の賃金等はそれ程度にアップする予定をしとるのかどうだろうかということをお聞きしたいと思います。

以上です。

（財務部長 部谷義登君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 部谷財務部長。

○財務部長（部谷義登君） 議案第20号の関係で、電気代の関係でありますけれども、自治法のほうで「電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務」については長期の契約ができるというふうにされておりますので、その条項を使わせていただいて、現在は、中国電力ではなくて、新電力も含めたものについて、今、2年という形で入札をして契約をしているというものでございます。

（総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長 落田正弘君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 落田総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（落田正弘君） 議案第23号でございますけれども、臨時職員の場合はどうなるのかということがございますけれども、今回の人勧の実施によりまして、同じように1,500円のアップということになります。

（地域振興部長 瀧奥 恵君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 瀧奥地域振興部長。

○地域振興部長（瀧奥 恵君） 議案第21号の山の学校でございますけども、現在は業務委託という形で地元のほうへ管理委託をお願いしているところでございます。今回、指定管理にできる施設として条例化をさせていただきます。今後のどこに指定管理をするのかということにつきましては、それなりの管理委員会等を経ましてまた選定をお願いをしていきたいと、もちろん現行のところも大切にしながらということでございます。

それから、議案第22号で、この運動場についてどこが所管をするのかということでございまして、現在のところ、地域振興部の観光スポーツ交流課ということになるかと考えております。

○議長（小田伸次君） そのほか、質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案のうち、総務常任委員会に議案第20号から議案第30号までを付託いたします。

次に、教育民生常任委員会に議案第19号及び議案第31号から議案第33号までを付託いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第34号 指定管理者の指定について

議案第35号 指定管理者の指定の変更について

議案第36号 過疎地域自立促進計画の変更について

議案第37号 市道路線の認定について

議案第38号 工事請負契約の一部変更について

○議長（小田伸次君） 日程第5、議案第34号から議案第38号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求め）

○議長（小田伸次君） 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕

○副市長（高岡雅樹君） ただいま御上程になりました議案第34号から議案第38号までの議案5件について、一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第34号指定管理者の指定について御説明申し上げます。

本案は、きさ安田パークゴルフ場の指定管理者を指定することについて、きさ安田パークゴルフ場運営協議会をその候補者として選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

次に、議案第35号指定管理者の指定の変更について御説明申し上げます。

本案は、作木常清滝キャンプ場の廃止に伴い、指定管理者の指定期間を変更することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

次に、議案第36号過疎地域自立促進計画の変更について御説明申し上げます。

本案は、平成28年3月に策定した過疎地域自立促進計画に新たに三次市立図書館改修事業及び美術館あーとあい・きさ改修事業を追加することについて、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

次に、議案第37号市道路線の認定について御説明申し上げます。

本案は、市道路線の認定基準を満たす市道三次156号線ほか7路線の市道認定をすることについて、道路法第8条第2項の規定に基づき、市議会の議決を求めようとするものであります。

最後に、議案第38号工事請負契約の一部変更について御説明申し上げます。

本案は、三次市生涯学習センター耐震及び改修工事において、株式会社壺心と締結している工事請負契約を変更することについて、三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

その内容は、請負金額を2億5,866万円から2億7,044万2,800円に変更しようとするものであります。

以上、議案5件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（小田伸次君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案のうち、総務常任委員会に議案第34号から議案第36号までを付託いたします。

次に、教育民生常任委員会に議案第38号を付託いたします。

次に、産業建設常任委員会に議案第37号を付託いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第10号 平成30年度三次市一般会計補正予算（第9号）（案）

議案第11号 平成30年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）  
（案）

議案第12号 平成30年度三次市診療所特別会計補正予算（第3号）（案）

議案第13号 平成30年度三次市介護保険特別会計補正予算（第3号）（案）

議案第14号 平成30年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）  
（案）

議案第15号 平成30年度三次市土地取得特別会計補正予算（第1号）（案）

議案第16号 平成30年度三次市下水道事業特別会計補正予算（第4号）（案）

議案第17号 平成30年度三次市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）  
（案）

議案第18号 平成30年度三次市水道事業会計補正予算（第4号）（案）

○議長（小田伸次君） 日程第6、議案第10号から議案第18号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕

○副市長（高岡雅樹君） ただいま御上程になりました議案第10号から議案第18号までの議案9件について、一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第10号平成30年度三次市一般会計補正予算（第9号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正、繰越明許費の補正、債務負担行為の補正及び地方債の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ8億9,167万6,000円を追加し、補正後の総額を425億9,058万1,000円にしようとするものであります。

補正の主な内容について、まず歳出から御説明いたします。

議会費は、旅費の実績を見込み、170万円を減額するなど、合わせて317万9,000円を減額。

総務費は、がんばる地域・産業施設整備支援事業補助金2,500万円、支所等耐震化事業2,070万円を減額するものの、職員の退職手当について1億6,274万円、公共施設改修・解体事業5,000万円を増額するなど、合わせて1億2,242万1,000円を追加。

民生費は、介護保険特別会計繰出金2,073万1,000円を増額するものの、後期高齢者医療経費7,728万3,000円、保育所経費5,935万3,000円を減額するなど、合わせて2億329万4,000円を減額。

衛生費は、診療所特別会計繰出金470万円を増額するものの、職員人件費590万円を減額するなど、合わせて59万6,000円を減額。

農林水産業費は、備北南部地区広域農道整備事業負担金1,500万円、林道等維持管理事業1,420万2,000円を減額するなど、合わせて1,985万7,000円を減額。

商工費は、一般社団法人みよし観光まちづくり機構出捐金1,000万円を増額するなど、合わせて2,458万4,000円を追加。

土木費は、道路新設改良経費3,100万円、下水道事業特別会計繰出金2,286万4,000円を減額するなど、合わせて9,527万1,000円を減額。

消防費は、備北地区消防組合負担金1,948万1,000円を減額。

教育費は、放課後子ども教室経費444万7,000円、ジュニアアスリート育成支援事業300万円を減額するなど、合わせて1,621万1,000円を減額。

災害復旧費は、農業施設災害復旧事業として実施設計業務委託料4億2,000万円、災害復旧工事費9億4,900万円、土木施設災害復旧事業として土砂の撤去、のり面復旧等の災害復旧業務委託料6,000万円を増額するなど、合わせて14億4,200万円を追加。

公債費は、長期債償還金及び利子の実績を見込み、3億3,944万円を減額しようとするもの

であります。

次に、歳入について御説明いたします。

地方消費税交付金は、県の試算により1,059万8,000円を追加。

地方交付税は、普通交付税1億4,497万8,000円を追加。

国庫支出金は、現年災害公共土木復旧費負担金2億8,643万5,000円を減額するなど、合わせて3億9,961万9,000円を減額。

県支出金は、現年災害農地復旧費補助金1億1,387万円を減額するものの、現年災害農業施設復旧費補助金8億7,595万4,000円を増額するなど、合わせて7億2,241万6,000円を追加。

財産収入は、土地売却収入1,693万2,000円を追加。

繰入金は、財政調整基金繰入金3億1,944万9,000円を増額するものの、過疎地域自立促進基金繰入金5億952万3,000円を減額するなど、合わせて3,980万7,000円を減額。

諸収入は、三江線鉄道資産譲渡協力金512万7,000円を増額するなど、合わせて813万4,000円を追加。

市債は、過疎地域自立促進事業債、道路新設改良事業債などを減額するものの、現年災害農業施設復旧事業債、現年災害公共土木復旧事業債などを増額し、合わせて4億4,280万円を追加しようとするものであります。

第2条繰越明許費の補正につきましては、6ページ、7ページ記載の第2表のとおり、平成31年度への繰越事業として、公共施設改修・解体事業ほか35件について追加し、被災家屋等解体撤去事業ほか9件について金額を変更しようとするものであります。

第3条債務負担行為の補正につきましては、8ページ記載の第3表のとおり、きさ安田パークゴルフ場指定管理料について追加しようとするものであります。

第4条地方債の補正につきましては、9ページ、10ページ記載の第4表のとおり、墓地整備事業について追加し、公共施設等整備事業ほか23件について限度額を変更しようとするものであります。

次に、議案第11号平成30年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ8,380万1,000円を追加し、補正後の総額を57億5,501万7,000円にしようとするものであります。

その主な内容は、一般被保険者高額療養費などを追加しようとするものであります。

次に、議案第12号平成30年度三次市診療所特別会計補正予算（第3号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ41万6,000円を減額し、補正後の総額を1億7,131万円にしようとするものであります。

その主な内容は、医薬材料費を増額するものの、君田医師住宅改修工事を減額しようとする

ものであります。

次に、議案第13号平成30年度三次市介護保険特別会計補正予算（第3号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ3,140万7,000円を追加し、補正後の総額を71億9,733万8,000円にしようとするものであります。

その主な内容は、介護給付費準備基金積立金、地域支援事業に係る国庫支出金等精算返納金を追加しようとするものであります。

次に、議案第14号平成30年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ1,572万7,000円を減額し、補正後の総額を8億1,124万5,000円にしようとするものであります。

その主な内容は、後期高齢者医療広域連合納付金を減額しようとするものであります。

次に、議案第15号平成30年度三次市土地取得特別会計補正予算（第1号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ5,792万7,000円を追加し、補正後の総額を5,864万9,000円にしようとするものであります。

その主な内容は、土地開発基金の保有する土地のうち、既に供用開始されている土地などについて、一般会計で買い戻す相当額を、基金を取り崩し、一般会計へ繰り出そうとするものであります。

次に、議案第16号平成30年度三次市下水道事業特別会計補正予算（第4号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正及び地方債の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ2,656万4,000円を減額し、補正後の総額を18億5,964万6,000円にしようとするものであります。

その主な内容は、施設管理経費を減額しようとするものであります。

第2条地方債の補正につきましては、4ページ記載の第2表のとおり、公共下水道事業について限度額を変更しようとするものであります。

次に、議案第17号平成30年度三次市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ519万1,000円を減額し、補正後の総額を6億2,146万7,000円にしようとするものであります。

その主な内容は、公課費を減額しようとするものであります。



最後に、議案第18号平成30年度三次市水道事業会計補正予算（第4号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、収益的収入及び支出について変更しようとするものであります。

第2条収益的収入及び支出につきましては、収益的収入の補正では一般会計負担金139万7,000円を増額し、収益的収入の総額を18億2,519万6,000円にしようとするものであります。

以上、議案9件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（小田伸次君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第10号平成30年度三次市一般会計補正予算（第9号）（案）ほか8議案については、予算決算常任委員会において審査することとし、質疑を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第10号ほか8議案については、質疑を省略の上、予算決算常任委員会に付託いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第1号 平成31年度三次市一般会計予算（案）

議案第2号 平成31年度三次市国民健康保険特別会計予算（案）

議案第3号 平成31年度三次市診療所特別会計予算（案）

議案第4号 平成31年度三次市介護保険特別会計予算（案）

議案第5号 平成31年度三次市後期高齢者医療特別会計予算（案）

議案第6号 平成31年度三次市土地取得特別会計予算（案）

議案第7号 平成31年度三次市病院事業会計予算（案）

議案第8号 平成31年度三次市水道事業会計予算（案）

議案第9号 平成31年度三次市下水道事業会計予算（案）

○議長（小田伸次君） 日程第7、議案第1号から議案第9号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求め）

○議長（小田伸次君） 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕

○副市長（高岡雅樹君） ただいま御上程になりました議案第1号から議案第9号までの議案9件について、一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第1号平成31年度三次市一般会計予算（案）について御説明申し上げます。

平成31年度当初予算は4月に執行されます市長選挙を踏まえ、市政の政策的な方向づけは選挙後に行われるべきものとの考え方に立ち、義務的経費を中心とした骨格的予算として編成いたしました。しかしながら、平成30年7月豪雨災害の復旧事業については、スピード感を持っ

て早期の災害復旧を実行するため、最優先事業と位置づけ、当初予算に計上しております。

また、昨年12月に見直しを行いました第2次三次市総合計画に基づきます三次市実施計画への掲載事業について、継続的な取組が必要な事業につきましても、当初予算に計上いたしております。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ337億4,000万円を計上し、前年度予算に比べ20億3,000万円、率にして5.7%減の予算となっております。

まず、歳入から御説明申し上げます。

三次市予算（案）4ページをお開きください。

歳入は、市税から市債までの22の款で編成いたしております。

歳入における特徴的なものを御説明いたします。

市税は、法人市民税の減額が見込まれるものの、個人市民税、固定資産税等については増額が見込まれることから、前年度予算に比べ1億4,090万3,000円、2.1%増の67億4,618万1,000円を計上しております。

自動車取得税交付金は、10月からの自動車取得税の廃止に伴い6カ月分を見込むことから、5,565万3,000円、37.9%減の9,114万4,000円を計上しております。

環境性能割交付金は、自動車税環境性能割の創設に伴い、2,993万5,000円を新たに計上しております。

地方特例交付金は、平成31年10月から1年間に限って実施される環境性能割の臨時的軽減に伴います減収の補填による増額を見込むことなどから、1,760万8,000円、61.5%増の4,621万6,000円を計上しております。

地方交付税は、普通交付税が交付税算定がえから一本算定への激変緩和期間の最終年となることによる減額を見込むことなどから、4億9,185万5,000円、3.5%減の136億5,138万3,000円を計上しております。

国庫支出金は、平成30年7月豪雨災害の復旧事業に伴う過年災害公共土木復旧費負担金が増額となることなどから、2億9,884万6,000円、10.5%増の31億4,374万2,000円を計上しております。

県支出金は、平成30年7月豪雨災害の復旧事業に伴う過年災害農地復旧費補助金が増額となることなどから、2億6,867万1,000円、10.7%増の27億7,247万1,000円を計上しております。

繰入金は、過疎地域自立促進基金、財政調整基金の繰入を行うなど、3,711万2,000円、2.3%増の16億5,051万2,000円を計上しております。

市債は、過年災害農業施設復旧事業債、過年災害公共土木復旧事業債が増額するものの、生涯学習センター耐震等改修事業、三次地区拠点整備事業のほか、骨格的予算としたことによる普通建設事業などの減により、22億9,632万1,000円、49.5%減の23億4,368万円を計上しております。

次に、歳出について御説明いたします。

歳出は、議会費から予備費までの13の款で編成しております。

歳出における特徴的なものを御説明いたします。

議会費は、議員共済会負担金を減額するものの、議員報酬を増額することなどから、前年度予算に比べ90万9,000円、率にして0.3%増の2億7,790万7,000円を計上しております。

総務費は、生涯学習センター耐震等改修事業、三次地区拠点整備事業を減額することなどから、7億8,775万円、13.5%減の50億4,238万1,000円を計上しております。

民生費は、障害者自立支援に係る扶助費を増額することなどから、5,075万円、0.5%増の96億8,466万2,000円を計上しております。

衛生費は、じんかい処理に係る施設整備費を減額することなどから、1億4,029万9,000円、5.6%減の23億7,528万1,000円を計上しております。

農林水産業費は、農業集落排水事業特別会計繰出金、小規模農業基盤整備事業、地籍調査事業を減額することなどから、8億3,749万1,000円、33.7%減の16億4,639万2,000円を計上しております。

商工費は、工場等設置奨励金、三次版DMO事業補助金を増額することなどから、1億6,059万3,000円、17.7%増の10億6,534万6,000円を計上しております。

土木費は、下水道事業会計補助金が増額するものの、道路新設改良事業を始めとする普通建設事業を減額することなどから、20億8,501万1,000円、47.4%減の23億1,376万円を計上しております。

消防費は、備北地区消防組合負担金を減額することなどから、7,026万7,000円、5.1%減の13億1,961万1,000円を計上しております。

教育費は、スクール便運行事業を増額するものの、吉舎小学校屋上防水工事を減額することなどから、1億2,830万3,000円、5.4%減の22億6,943万7,000円を計上しております。

災害復旧費は、平成30年7月豪雨災害の早期復旧に取り組むため、20億2,680万円増の20億7,503万円を計上しております。

公債費は、繰上償還による長期償還金の減額などから、2億2,067万9,000円、3.9%減の54億3,984万8,000円を計上しております。

予備費は3,000万円を計上しております。

第2条債務負担行為につきましては、9ページ、10ページ記載の第2表のとおり、電算処理業務委託ほか37件について、それぞれ債務の期間及び限度額を定めようとするものであります。

第3条地方債につきましては、11ページ記載の第3表のとおり、公共施設下水道接続事業ほか33事業について、限度額、利率などを定めようとするものであります。

第4条一時借入金につきましては、借り入れの最高額を40億円に定めようとするものであります。

第5条歳出予算の流用につきましては、給料、職員手当等及び共済費について、同一款内の各項の間において流用の必要が生じる場合があることから、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、流用できるよう定めようとするものであります。

次に、議案第2号平成31年度三次市国民健康保険特別会計予算（案）について御説明申し上げます。

げます。

15ページをお開きください。

平成30年度から国民健康保険の安定的な財政運営並びに事業の公益的かつ効率的な運営を目的に、国保の県単位化がスタートしました。県単位化の大きな目標である統一保険料率の実現について、平成35年度までの激変緩和措置期間においては、平成31年度、平成33年度及び平成35年度に保険税率の改正を行い、激変緩和措置期間終了後の平成36年度には統一保険料率をベースにし、市町ごとの収納率を反映した準統一保険料率をめざすこととし、国民健康保険税について、税率を見直した予算としております。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ55億6,557万3,000円を計上し、前年度予算に比べ3,713万4,000円、率にして0.7%減の予算となっております。

第2条債務負担行為につきましては、第2表のとおり、レセプト点検委託業務、健診のしおり作成業務について、それぞれ債務の期間及び限度額を定めようとするものであります。

第3条一時借入金につきましては、借り入れの最高額を1億円に定めようとするものであります。

第4条歳出予算の流用につきましては、保険給付費の款内においてこれらの経費の各項の間の流用ができるようにしようとするものであります。

次に、議案第3号平成31年度三次市診療所特別会計予算（案）について御説明申し上げます。23ページをお開きください。

安心して住み続けることのできる地域づくり、地域包括ケアシステムの構築に重要な在宅での診療体制を整備し、周辺地域の診療所の運営に努めているところであります。

また、君田診療所においては、新しく医師を招致し、さらなる診療体制の充実を図ってまいります。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億6,717万6,000円を計上し、前年度予算に比べ696万8,000円、率にして4.3%増の予算となっております。

次に、議案第4号平成31年度三次市介護保険特別会計予算（案）について御説明申し上げます。

29ページをお開きください。

第7期介護保険事業計画に基づき、地域包括ケアの推進をめざし、保健医療、介護の関係者間の連携を図るとともに、在宅介護サービスの充実や地域包括支援センターの機能強化、認知症対策や介護予防・生活支援サービスの充実に向けて引き続き取組を進めてまいります。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ70億6,212万円を計上し、前年度予算に比べ4,836万3,000円、率にして0.7%増の予算となっております。

第2条歳出予算の流用につきましては、保険給付費の款内において、これらの経費の各項の間の流用ができるようにしようとするものであります。

次に、議案第5号平成31年度三次市後期高齢者医療特別会計予算（案）について御説明申し上げます。

35ページをお開きください。

後期高齢者医療制度は広島県後期高齢者医療広域連合が運営を行っております。平成29年度から保険料軽減特例措置が段階的に見直されていることにより、保険料収入は増加するものと見込んでおります。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億2,820万7,000円を計上し、前年度予算に比べ1,584万6,000円、率にして2%増の予算となっております。

次に、議案第6号平成31年度三次市土地取得特別会計予算（案）について御説明申し上げます。

41ページをお開きください。

土地取得特別会計は、公共事業用地を先行取得するための歳入歳出を経理し、市による土地の取得の円滑化を図っております。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億833万2,000円を計上し、前年度予算に比べ1億761万円増の予算となっております。

これは、平成31年度において、公共用地先行取得事業として1億760万円を予算計上したため、この事業に対する財源としては市債及び基金繰入金を予定しております。

第2条地方債につきましては、第2表のとおり、公共用地先行取得事業について、その限度額、利率などを定めようとするものであります。

次に、議案第7号平成31年度三次市病院事業会計予算（案）について御説明申し上げます。

三次市病院事業会計予算（案）1ページをお開きください。

病院事業につきましては、引き続き市民に安全・安心で質の高い医療を提供するために、3次元画像解析システム、多目的X線テレビシステムなどの更新を行うとともに、健全経営に取り組んでまいります。

初めに、第2条業務の予定量、第1号の業務量について、病床数は一般病床350床、患者数は、年間延べ27万1,944人、1日平均984人を計画しております。うち、入院患者については、年間延べ10万3,944人、1日平均284人、外来患者については、年間延べ16万8,000人、1日平均700人を見込んでおります。

第2号の建設改良計画は、資産購入2億円、施設整備事業1億円であります。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるものであります。収入は、病院事業収益90億2,184万円、支出は、病院事業費用90億1,921万円であります。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めるものであります。収入は、資本的収入2億9,370万1,000円、支出は、資本的支出11億7,811万1,000円であります。これにより、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8億8,441万円は、過年度分損益勘定留保資金で補填しようとするものであります。

第5条債務負担行為は、医療事務業務委託に要する経費ほか7件について、それぞれ債務の期間及び限度額を定めようとするものであります。

第6条企業債は、資産購入及び施設整備について、限度額、利率などを定めようとするもの

であります。

第7条は、一時借入金の限度額を1億円に定めようとするものであります。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費について、その内容と金額を定めようとするものであります。

第9条は、棚卸資産購入限度額を25億5,268万7,000円に定めようとするものであります。

第10条は、重要な資産の取得及び処分について定めようとするものであります。

次に、議案第8号平成31年度三次市水道事業会計予算（案）について御説明申し上げます。

三次市水道事業会計予算（案）1ページをお開きください。

水道事業会計は、施設等の更新や維持管理経費の増加などにより、引き続き厳しい経営状況が予測されます。

今後も、業務の効率化や経費の節減を図りながら、安全で安心できる良質な水を安定供給するため、給水区域の拡張、老朽管更新などを計画的に行ってまいります。

第2条業務の予定量につきましては、給水戸数1万9,364戸、年間総給水量467万9,892立方メートル、1日平均給水量1万2,787立方メートル、建設改良費は12億2,474万円であります。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるものであります。収入は、水道事業収益18億3,336万1,000円、支出は、水道事業費用17億8,375万7,000円であります。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めるものであります。収入は、資本的収入11億9,016万2,000円、支出は、資本的支出19億4,373万9,000円あります。これにより、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7億5,357万7,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額などにより補填しようとするものであります。

第5条債務負担行為は、営業業務等委託に要する経費ほか2件について、それぞれ債務の期間及び限度額を定めようとするものであります。

第6条企業債は、水道施設整備事業について、限度額、利率などを定めようとするものであります。

第7条は、一時借入金の限度額を1億円に定めようとするものであります。

第8条は、予定支出の各項の経費の金額の流用について定めようとするものであります。

第9条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費について、その内容と金額を定めようとするものであります。

第10条は、水道事業の経営健全化等に要する費用に充当するため、一般会計からの補助金の額を3億1,617万5,000円に定めようとするものであります。

第11条は、棚卸資産購入限度額を1,497万7,000円に定めようとするものであります。

最後に、議案第9号平成31年度三次市下水道事業会計予算（案）について御説明申し上げます。

三次市下水道事業会計予算（案）1ページをお開きください。

下水道事業会計は、平成31年4月1日に地方公営企業法の全部適用とするため、下水道事業及び農業集落排水事業を統合した予算となっております。下水道事業を取り巻く環境は、人口

構成の変化、老朽化した施設等の更新や維持管理経費の増加、企業債の償還など、厳しい経営状況が予測されます。

今後、業務の効率化や経費の節減を図りながら、安全で快適に暮らせる生活環境づくり及び公共用水域の水質浄化の推進のため、下水道整備を計画的に進めていきます。

平成31年度においては、実施計画に基づく三次処理区における管渠布設工事に係る経費などを計上しております。

第2条業務の予定量につきましては、処理面積1,236ヘクタール、年間総処理水量286万9,048立方メートル、1日平均処理水量7,831立方メートル、建設改良費は4億8,986万6,000円であります。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるものであります。収入は、下水道事業収益24億2,966万3,000円、支出は、下水道事業費用22億8,655万3,000円であります。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めるものであります。収入は、資本的収入8億6,547万2,000円、支出は、資本的支出14億3,438万3,000円であります。これにより、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5億6,891万1,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び当年度分損益勘定留保資金で補填しようとするものであります。

第4条の2特例的収入及び支出は、下水道事業及び農業集落排水事業の地方公営企業化による下水道事業への移行に伴い、平成30年度打ち切り決算による下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計の未収金及び未払い金を定めるものであります。債権未収金は8,895万8,000円、債務未払金は2億4,722万3,000円であります。

第5条債務負担行為は、排水設備改造資金に対する利子補給ほか4件について、それぞれ債務の期間及び限度額を定めようとするものであります。

第6条企業債は、公共下水道事業ほか1件について、限度額、利率などを定めようとするものであります。

第7条は、一時借入金の限度額を10億円に定めようとするものであります。

第8条は、予定支出の各項の経費の金額の流用について定めようとするものであります。

第9条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費について、その内容と金額を定めようとするものであります。

第10条は、下水道事業の経営健全化等に要する費用に充当するため、一般会計からの補助金の額を10億4,778万9,000円に定めようとするものであります。

以上、議案9件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（小田伸次君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号平成31年度三次市一般会計予算（案）ほか8議案については、予算決算常任委員会において審査することとし、質疑を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号ほか8議案については、質疑を省略の上、予算決算常任委員会に付託いたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

——散会 午後 3時 4分——

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成31年3月1日

三次市議会議長 小 田 伸 次

会議録署名議員 池 田 徹

会議録署名議員 澤 井 信 秀